# 「指定福祉用具貸与」　運営規定

丸光ケアサービス株式会社

レンタル・住宅改修

栃木県栃木市箱森町５０番１５号

令和６年１２月１日

# 指定福祉用具貸与事業所運営規程

## 第一章　事業の目的及び運営の方針

第１条（事業の目的）

丸光ケアサービス株式会社が開設する福祉用具貸与事業所(以下「事業所」という。)が行う福祉用具貸与の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、社会福祉士）又は、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの（以下「専門相談員」という。）が要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な福祉用具貸与の提供を行い、生きがい・生活への満足感・自立能力の回復等を目指し、併せて家族等介護者の労力軽減を図ることを目的とする。

第２条（運営の方針)

事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業運営を行うものとする。

一．要介護者本位を基本とし、要介護者本人の意志及び自己決定権を尊重し、福祉用具貸与の選択及び便用方法について本人が決定できるよう、十分な情報の提供と理解し得るための支援を行うものとする。

二．要介護者が適切な福祉用具貸与を用いて、その心身の低下機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう専門的知識を用いて支援を行うものとする。

三．地域との結びつきを重視し、チームケアを基本に関係市町村・居宅介護支援事業者、他の福祉用具貸与事業者、保健医療サービス及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

四．自ら提供する福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善が図れる組織体制を取るものとする。

第３条(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

| | |
|---|---|
| 名称 | 丸光ケアサービス株式会社　レンタル・住宅改修 |
| 所在地 | 栃木県栃木市箱森町５０番１５号 |

## 第二章　従業者の職種、員数及び職務内容

第４条(従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

| 職　　種 | 員　数 | 勤　務　形　態 |
|---|---|---|
| 管　理　者 | １　名 | 常　　勤 |
| 専門相談員 | ６　名 | 常勤６名（管理者兼務１名） |
| 事務職員 | ２　名 | 常勤２名 |

一.管理者１名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自からも福祉用具貸与サービスの提供に当たるものとする。又、事業所の福祉用具貸与の従業者に厚生労働省令にて定められた、福祉用具貸与等の人員及び運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとする。

二.専門相談員６名

専門相談員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、及び介護者等の負担の軽減に資するよう、適切な福祉用具貸与の選定を行うとともに、使用方法・使用上の留意事項を十分に説明し、必要に応じて要介護者に実際に使用させながら使用方法の指導を行うとともに、不必要になった際の回収も行う。

## 第三章　営業日及び営業時間

第５条(営業日)

事業所の休日は、毎週土・日曜日及び 12 月 31 日から１月３日とし、営業日は、休日を除く毎日とする。ただし、休日であっても緊急等での対応の必要が生じた場合は、サービスの提供を行うことがある。

第６条(営業時間)

事業所の営業時間は、営業日の午前８時 30 分から午後５時 30 分までとする。ただし、営業時間外であっても緊急等での対応の必要が生じた場合は、サービスの提供を行うことがある。

## 第四章　指定福祉用具貸与の提供方法、取扱う種目及び利用料その他の費用の額

第７条(利用申込者又はその家族への確認)

事業所は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、市町村から交付されている被保険者証の内容確認を行うものとする。

一．被保険者資格、要介護認定等の有無及び有効期間の確認を行う。

二. 被保険者証に介護認定審査会からの指示事項等の記載の有無の確認及び内容の確認を行う。

三．被保険者証に医療サービス等に係る主治医等の指示事項の記載の有無の確認及び内容の確認を行う。

第８条(福祉用具貸与の提供方法)

事業所の福祉用具貸与の提供方法は、次のとおり行うものとする。

一．要介護者の心身の状況、希望及びその置かれている介護環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じ、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等、選択に資する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得る。

二、貸与した福祉用具の機能、安全性、衛生状態に関し、点検を行う。

三．要介護者の身体の状況等に応じて貸与した福祉用具の調整を行うとともに当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を要介護者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じ要介護者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

四. 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合には、使用方法の指導、修理などを行う。

第 9 条(居宅サービス計画に沿った提供)

事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定福祉用具の貸与を行うものとする。

一. 利用申込者又はその家族に居宅サービス計画の変更の意向がある場合は、必要な援助を行うものとする。

第 10 条(取扱う種目)

事業所で取扱う指定福祉用具貸与の種目は、次の表のとおりとする。

| | |
|---|---|
| １．車いす | ８．スロープ |
| ２．車いす付属品 | ９．歩行器 |
| ３．特殊寝台 | １０．歩行補助つえ |
| ４．特殊寝台付属品 | １１．認知症老人徘徊感知器 |
| ５．床ずれ防止具 | １２．移動用リフト |
| ６．体位変換器 | １３．自動排泄処理装置 |
| ７．手すり | |

第 11 条(利用料等)

事業所で取扱う指定福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別紙目録のとおりとし、当該指定福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、保険者から交付された介護保険負担割合証に記載された割合となります。又、利用料については、契約書時に交付される「レンタル(貸与)サービス利用書」にも記載される。

１. サービス利用料金の計算方法

(1) レンタルサービス開始月の料金

① 契約開始日が『1 日から 15 日』の場合は、1ヶ月となります。

② 契約開始日が『16 日から末日』の場合は、半月分となります。

(2) レンタルサービス終了月の料金

① 契約終了日が『1 日から 15 日』の場合は、半月分となります。

② 契約終了日が『16 日から末日』の場合は、1ヶ月となります。

(3) 交通費

通常の事業の実施地域以外のサービスに要した交通費は実費を頂きます。実施地域の境界線から、往復おおむね 1 キロメートル以上の場合は、1 キロメートルあたり単価 20 円の別途費用がかかります。

(4) 自己負担金のお支払方法

自己負担金は、1ヶ月毎に計算しご請求致しますのでサービス実施月の翌月末日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

金融機関引落 ＊引落日が金融機関休業日の場合、翌営業日となります。

A. 郵便局の口座からの引落(引落日:23 日)

B. 金融機関口座からの引落(引落日:SMBC 23 日・T-NET27 日)

**手数料について**

| | |
|---|---|
| WEB請求書ご利用で郵便局の口座からの自動引落 | 料金発生なし |
| WEB請求書ご利用で金融機関口座からの自動引落 | 料金発生なし |
| 請求書郵送希望で郵便局の口座からの自動引落 | 郵送料110円（翌月ご請求） |
| 請求書郵送希望で金融機関口座からの自動引落 | 郵送料110円（翌月ご請求） |
| 請求書郵送希望でその他お支払い方法　※ | 郵送料110円（翌月ご請求） |
| 請求書郵送・コンビニ払込希望（WEB請求書対応不可） | 手数料280円（当月請求） |

**※やむを得ない事情により口座引落･コンビニ払込が困難な場合**

２．前項に定めるもののほか、要介護者から次の費用の支払いを受けるものとする。

一．第５章第１３条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費として、通常の実施地域を越えた地点から往復１キロメートル当り２０円。

二．貸与する福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用として実費。

３．前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

４．指定福祉用具貸与に係る貸与費用の支払いを受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を要介護者に対して交付するものとする。

一．当該指定福祉用具貸与事業所の名称

二．貸与した福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

三．領収書

四．当該指定福祉用具のパンフレットその他の該当福祉用具の概要

第 12 条(故障・不具合・事故・苦情・その他の問い合わせ)

故障・不具合・事故・苦情・その他福祉用具使用上の不明な点等の問い合わせ先を契約書とともに配布される「福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）重要事項説明書」に明記するとともに、受付時間及び営業曜日も明記する。

## 第五章　通常の事業の実施地域

第 13 条(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、次の表のとおりとする。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 栃木市 | 佐野市 | 鹿沼市 | 小山市 | 足利市 | 下野市 |
| 宇都宮市 | 真岡市 | 益子町 | 茂木町 | 上三川町 | 壬生町 |
| 野木町 | 館林市 | 板倉町 | 古河市 | | |

## 第六章　虐待の防止のための措置に関する事項

第 14 条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二．虐待の防止のための指針を整備する。

三．従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

四．前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、指定特定福祉用具販売等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

## 第七章　その他運営に関する重要事項

第 15 条(秘密保持)

事業所の専門相談員、その他の従業者である者及びあった者は、正当な理由がなく、その業務上で知り得た要介護者又はその家族の秘密を漏らす行為について、雇用契約書に秘密保持義務を課す事項を盛り込み、雇用契約書を交わし守秘義務を課するものとする。

一．事業所は、サービス担当者会議等の出席において、利用者の個人情報又はその家族の個人情報を用いる場合は、当該要介護者又はその家族に文章で説明を行い、同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けてから行うものとする。

第 16 条(福祉用具貸与従業者等の研修等)

事業所は、福祉用具貸与従業者等の資質の向上を図るための研修については、内外の研修を含め、次のとおり設定するとともに、その受講を確保するために事業所の業務体制の整備を図るものとする。

一．採用時研修採用後 3 ヵ月以内に採用時研修を実施する。

二．採用後研修資質の向上を目的に継続研修として年間 2 回を実施する。

第 17 条(福祉用具貸与従業者等の健康管理)

事業所は、福祉用具貸与従業者等の清潔の保持及び健康状態の管理については、次のとおり行うものとする。

一．出勤時において、健康及び清潔保持に関する点検を健康チェック台帳に記載された項目に基づき、自己チェックを行い所属長に申告を行う。

二．労働安全衛生法の定めによる、定期健康診断を年 1 回行う。

三．福祉用具貸与従業者が業務を行う際は、事業所貸与の制服を義務付け、罹患及び媒介を防止するために帰社後ルールに基づき洗浄消毒を行う。

四．居宅における罹患及び媒介予防の観点から訪問用携帯備品セットには、手指洗浄消毒薬等の設備をし、要介護者 1 件完結毎にルールに基づき手指洗浄消毒を行う。

第 18 条(福祉用具の衛生管理)

事業所は、常に衛生管理された清潔な福祉用具を貸与に供するため、回収した福祉用具の消毒・保管を下記の会社に委託する。

| No. | 会社名 | 住　　所 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| 1 | パナケア真中株式会社 | 〒370-3531　群馬県高崎市足門 150 番地 1 | 027-373-5095 |
| 2 | プライムケア関東　株式会社 | 〒310-0845　茨城県水戸市吉沢町 358-1 | 029-304-3805 |
| 3 | 株式会社ミクニライフ&オート | 〒349-1145　埼玉県加須市間口 4562 番地 1 | 0480-72-7221 |
| 4 | 株式会社　ライフステップサービス | 〒341-0044　埼玉県三郷市戸ヶ崎 2467 番地 | 048-949-5145 |
| 5 | 日建リース工業株式会社 | 〒203-0042 東京都東久留米市八幡町 2 丁目 11 番 73 号 | 042-479-1851 |
| 6 | 株式会社日本ケアサプライ | 〒105-0012　東京都港区芝大門 1 丁目 30 号 | 03-5733-0381 |
| 7 | 株式会社　セリオ | 〒431-110　静岡県浜松市西区 湖東町 3472-2 | 053-486-6868 |
| 8 | シンテックス株式会社 | 〒329-1412　栃木県さくら市喜連川 1114 | 028-686-6353 |

一. 一時的に、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して、事業所保管庫に保管する。

二. 事業所の設備及び備品について整理・清掃を行い衛生的に管理する。

第 19 条(苦情処理)

事業所は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

一. 事業所は、提供した指定福祉用具貸与に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問、若しくは照会に応じ及び要介護者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従い必要な改善を行うものとする。

二. 事業所は、提供した指定福祉用具貸与に係る要介護者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第 20 条（緊急時・事故発生時の対応方法）

利用者に対するサービスの提供により、緊急時や事故が発生した場合は速やかに 利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1．利用者に対するサービスの提供により、事故が発生し、損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに契約者に対して損害を賠償します。

2．事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

３．事業所に連絡するとともに、利用者の主治医又は医療関係への連絡を行い医師の指示に従います。

４．急を要する場合は、事業者の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。

５．必要に応じて市町村への連絡をします。

当社の連携医療機関は、下記のとおりです。

| 医　療　機　関　名 | 診　療　科　目 | 電　話　番　号 |
|---|---|---|
| 一般財団法人とちぎメディカルセンター下都賀総合病院 | 内科 | ０２８２－２２－２５５１ |

第 21 条(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供及び変更の援助)

事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿った指定福祉用具貸与を提供するものとする。

２．事業所は、利用者又はその家族が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、その他の必要な援助を行うものとする。

第 22 条(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第 23 条(会計の区分)

事業所は、指定福祉用具貸与事業の会計とその他事業の会計は、明確に区分し管理する業務体制を取るものとする。

第 24 条(記録の整備)

事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を指定福祉用具貸与事業とその他事業の諸記録と明確に区分して管理を行うものとする。

２．事業所は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存管理を行うものとする。

第 25 条(事業所への掲示等)

事業所は、事業所内の見やすい場所を設定し、次のものの掲示を行うものとする。

一．事業所運営規程の概要書。

二．福祉用具貸与従業者の勤務体制。

三．その他利用申込者がサービスの選択に資すると認められる重要事項。

第 26 条(附則)

この運営規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、ピジョン真中株式会社と本事業所の管理者との協議に基づき定める.ものとする。

２．この運営規程は・平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

平成１５年　７月２４日改訂
平成１７年１０月　１日改訂
平成１８年　３月１６日改訂
平成１８年１０月　１日改訂
平成１９年　３月　１日改訂
平成２１年　２月　１日改訂
平成２２年　４月　１日改訂
平成２３年１１月　１日改訂
平成２６年１０月　１日改訂
平成２７年　２月　１日改訂
平成２７年　６月　１日改訂
平成２８年１２月　１日改訂
令和　２年　９月　１日改訂
令和　５年１２月　１日改訂
令和　６年　４月　１日改訂
令和　６年　６月　１日改訂
令和　６年１２月　１日改定